

第5次船橋市男女共同参画計画体系案及び事業一覧案に対する男女共同参画推進委員会委員からのご意見及び事務局の考え方

No.	意見内容	事務局の考え方
1	子どもを性暴力の被害者にも加害者にもさせないために、令和5年に文部科学省は「生命の安全教育」を始めています。これは幼児期から高校生までを対象とした取り組みです。現在、各地で様々な形で性的人権教育(あるいは、包括的性教育、リプロダクティブヘルス/ライツという形でもよい)が行われています。子どもを性暴力から守るために、船橋でも小・中学校で取り入れて欲しいので、参画計画に入れることを希望します。 毎年中学生の男女共同参画の標語選びをしています。参画計画の中に位置づけられているのでしょうか。これはどういう授業でしているのか。標語を考えさせる前に、学校教育の中で、家事や育児や介護、無意識の思い込みなどについて、学ぶ機会が必要だと思います。これも参画計画に入れることを希望します。 子どものころからの教育が本当に大事だと思います。	(指導課回答) ご意見をいただいた、男女共同参画の標語について、『どういう授業でしているのか』につきましては、各校の個別の授業内容を指導課では把握しておりませんが、学習指導要領では、性別にかかわらず、人権尊重を基盤として、男女の平等、性別によらず、多様な生き方・進路を自分で選べる力を育てることなどを、特定の教科だけでなく、学校教育全体で育てるべきものとされております。 例えば、家庭科では家族の一員としての役割、家事・育児など家庭生活は男女が協力して担うことや、道徳科、社会科では、人権、平等、相互理解と協力を学ぶ中で男女が対等なパートナーとして社会に参画する姿を学びます。また、総合的な学習の時間では、職業観やキャリア教育で性別にとらわれない将来設計を考えることを学習しています。
2	自営業・フリーランスの方々への国の育児支援の政策の一環として、本年10月から子供が1歳になるまでの育児期間中の国民年金保険料の免除制度ができます。 https://freenance.net/media/money/insurance/35860/ 市役所1階の国民年金課のみでなく、広報ふなばし・船橋市HP活用して、周知広報を推進していただきたいと思います。	(国保年金課回答) 令和8年10月から国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除制度が始まります。育児免除期間については、保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されますので、制度の周知は重要であると考えております。つきましては、ご意見いただいたとおり広報ふなばしや市ホームページの活用を通じて周知を行ってまいります。
3	第5次計画体系案および、方策の方向性について異論はありません。 今回のアンケート結果分析(従業員規模別クロス集計)で示された結果では、従業員規模が小さいほど「用語や法令の認知度」が低く、「男女の平等意識」でも同様に小規模事業所で低い値です。一方で、アンケート結果から小規模事業所の抱える課題も見えてきていると感じます。「事業所の利益・成長につながる」としながらも、「代替要員の確保」や「コスト」が大きな課題となっています。 推進策について提言します。 1. 講座・セミナーの主体の見直し 商工振興課や市民協働課など各課で推進に向けた取組みとして各種の講座やセミナーを開催されています。これらの講座・セミナーは市が主催していますが、地域に密着した各種団体(商業団体・組織、同業種組合など)が主催、市が支援する(費用負担や講師派遣など)方向に舵を切る(市のロードを考慮しなければ追加)ことが効果的な推進につながると考えます。団体所属事業所の経営層・管理者層が参加する場合や複数の事業所の従業員が合同で参加するセミナーなどが思い浮かびます。 2. 事業者の課題解消に直結するテーマ選定 テーマは主催団体と一緒に選定することが望ましいと思いますが、アンケートで示された課題の解決に直結するテーマ選定が必要だと思います。以下のテーマは私のジャストアイデアです。「男女共同参画における社会の変化」「各種休暇制度と支給制度」「小規模事業所における代替要員確保に向けた担当業務変更の進め方」「業務の見える化(手順書の作成)と引き継ぎ方法」「産休、育休、介護休暇後の給与考課」。	(商工振興課回答) ご提言いただいた推進策を参考に今後のセミナー開催方法等を検討して参りたいと思います。

No.	意見内容	事務局の考え方
4	単純な疑問なのですが、「男女共同参画」という馴染みのない言葉は国で決まっているから変更されることはないのですね？ 会議でも話しましたが、家事・育児が出来ない男性が育休取得されて女性(母)の負担が増えたり、配偶者からの暴力の防止という観点からも言葉や態度での圧がかからないように、パパママ教室や家事セミナーなど一定数参加したら特典や条件クリア人に補助金があるなど良い。家事育児やっていない人が普段のセミナーに参加するわけなのでそういう人が行くようなセミナーにお金使ってほしいです。 保育園などにもアンケートやポスターを配ってほしいです。(イベントのチラシも事務所の前にただ置かれているだけで目に留まりづらい)	(市民協働課回答) 本委員会の名称も含め、市の計画や施設名、組織名など、様々な場面で使用している「男女共同参画」という言葉については、男女共同参画社会基本法に倣い使用しております。また、同法では「市町村男女共同参画計画」と記載されていることから、本市でも同計画名としております。 男性の育児参加への取り組み促進については、体系案の中で方針「⑦仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」で方策の方向性「10 男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する」と定めております。具体的には、男女共同参画情報誌f(えふ)において家事・育児シェアに関する特集を組んで中学生を中心に配布したほか、家事・育児シェアに関するチラシを作成し婚姻届けを受け取りに来た方を中心に配布に取り組んでおります。また、講座については、以下のとおり実施しております。 令和6年度「男性の子育て応援講座 スマホカメラで撮影名人！」(日曜日開催) 令和7年度「子育て世代のためのマネープランセミナー」(土曜日開催) 講座参加者への特典等については研究したいと思います。 保育園等の市内公共施設における男女共同参画イベント等のチラシ配架やポスター掲示については、各施設の掲示スペース等も考慮しながら検討いたします。
5	千葉県計画では基本目標に「働く場における女性の活躍推進」が加わりました。各企業での意識を変えていただき、雇用の場での男女共同参画意識を進めることは大切な取り組みであると思います。船橋市でも方針等で定めても良いかと思います。	(市民協働課回答) 千葉県では、女性の就業率(15～64歳、令和2年現在)が60.8%で男性の結果71.2%に比べて低い結果であることから、第6次計画において「働く場における女性活躍の推進」が新たに基本目標として定められました。 船橋市の結果を見ますと、女性の就業率(15～64歳、令和2年現在)が60.3%で男性の結果70.7%に比べて低い結果、また千葉県に比べて低い結果です。(4ページの図表参照) このことから、船橋市においても働く場での女性活躍推進等について取り組む必要があると考え、委員ご意見のとおり「働く場における男女共同参画の推進」を課題に入れることとし、体系案の見直しを行います。具体的に市体系案の課題について、現状「あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進」、「安全・安心な暮らしの実現」、「配偶者等からの暴力の根絶」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「計画の総合的・効果的な推進」ですが、ここに「働く場における女性活躍の推進」を加えます。新たな体系案は素案資料をご確認ください。
6	第5次計画の目標について、「性別にかかわらず公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」は、委員会での事務局の説明を聞いて思いが伝わりましたし、どのようなまちにしたいのかを示す良い目標と思います。 どのように目指すのか。例として”差別をなくして”あるいは、”個人を尊重して”を入れても良いかと思いました。	(市民協働課回答) ご意見のとおり、“どのように目指すのか”の内容を追加いたします。追加する内容は、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、誰もが個人としての尊厳を重んじることから「個人として尊重され」を追加いたします。 (修正前) 「性別にかかわらず公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」 ↓ (修正後) 「性別にかかわらず個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」

No.	意見内容	事務局の考え方
7	公共トイレで女性用トイレのみが行列しているシーンが見られます。これの解消は男女平等に向けて必要な取り組みの一つだと思います。国でもこの問題に取り組むことを報道されています。女性用トイレを増やすことは容易ではないと理解しておりますが、市でも何か取り組むことができると良いと思います。	(市民協働課回答) イベント・商業施設・公共施設などで、女性トイレのみが行列し、長時間待機を強いられる事例があります。これは時間的損失に加え、機会の損失、健康への影響(無理な我慢による身体への影響やストレス)を発生する可能性があります。 ジェンダー平等の観点からも女性用トイレにおける行列問題の改善に向けて市としてできることはあるかを検討したいと考え、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会において研究部会を令和8年4月に開催し、本件について議論いたしました。 その結果、市として取り組むため、体系案の方策「②地域における女性の参画拡大」方策の方向性「03 女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う」の中で新たな事業として「イベント時や公共施設等での女性用トイレ行列に関する配慮の周知」を加えることといたします。
8	事業番号95(放課後ルーム事業)について、従前指標名が空欄でしたが、ここに待機児童数を入れることを提案します。	(放課後児童支援課回答) 第3期子ども子育て支援事業計画において、放課後ルームの整備により事業量を確保方策として計上していることから、同様に確保方策としている受入枠を指標に追加します。

意見番号5に係る図表

